

告示

埼玉県告示第千三百十一号

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程の一部を改正する告示

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等閲覧規程（平成七年埼玉県告示第四百八十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

埼玉県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規程

第一条中「次条において」を「以下」に、「第十五条第三項」を「第十九条第三項」に改め、「事項を」の下に「定めるとともに、省令第六十九条第四項の規定に基づき、小規模不動産特定共同事業者登録簿その他の同法第四十九条に規定する書類（以下「登録簿等」という。）の閲覧について必要な事項を」を加える。

第二条中「第十五条第二項の規定に基づき」を「第十九条第二項に基づき」不動産特定共同事業者名簿等閲覧所及び省令第六十九条第三項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧所として」に改める。

第三条の見出しを「（閲覧時間）」に改め、同条中「名簿等」を「閲覧所における名簿等及び登録簿等」に改める。

第五条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を、「場合は、」の下に「閲覧所における名簿等若しくは登録簿等の」を、「臨時に」の下に「閲覧所の」を加える。

第六条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加える。

第七条の見出し中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加え、同条中「名簿等」の下に「又は登録簿等」を加え、「以下」を「次条において」に改める。

第八条第二号中「名簿等」の下に「若しくは登録簿等」を加え、「き損したとき」を「毀損したとき」に改め、「又は」の下に「それらの」を加える。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。